

「嘆願書」(『屑者重宝記』「総連判」より)

(『岡山部落解放研究所紀要 第6号』所収)

原文	現代語訳
<p>乍恐穢多共惣連判ヲ以御歎奉指上口上</p>	<p>恐れ多いことですが、穢多たちが総連判をして歎願を差し上げます。</p>
<p>一 此度御改革ニ付従御上様御儉約御嚴重ニ御触書御百姓様一同ニ被為仰付難有奉畏候処ニ尚又御国中穢多共一統え別談御趣意被為仰付甚以恐入。就右穢多共一同必至難渋仕候段、乍恐左ニ御歎奉申上候。</p>	<p>一 この度の改革のための、お上から儉約を嚴重にする旨の触れ書をお百姓一同に仰せ付けられましたことは、ありがたく恐れ入りました。なおまた、備前国中の穢多たち一同に対しては、別途の御趣意を仰せ付けられたことは、甚だ恐れ入ります。右別途のお触れが実施されますと、穢多たち一同が必ず難渋いたしますこととなりますので、恐れながら左のとおりお歎願申し上げます。</p>
<p>一 穢多共衣類新ニ調候儀は無紋渋染・藍染之外決して不相成候様被為仰付。尤、有合之毛綿衣類其儘当分着用可致と被仰聞候へ共、乍恐、穢多とハ乍申、御田地御高所持仕御年貢上納致殊ニ非常之御備ニも相成居申者共ニ候得ば右躰別段御隔被為仰付候ては最早一同生無甲斐。勿論、若者共は農業等も打捨可申程ニ性気ヲ落し心外歎敷奉存候。</p>	<p>一 穢多たちが着物を新調するときは、無紋の渋染・藍染以外は決して作ってはならないと仰せつけられました。もつとも、有り合わせの木綿の着物は、当分そのまま着用してもかまわない、と仰せ聞かされましたが、恐れながら、穢多とはいえ、年貢を上納する田地を持っており年貢も上納しております。特に、非常の際の警備にもついている者たちですから、右のような別途のお触れで百姓と分け隔てをなさっては、もはや、私たち一同生きる甲斐ありません。もちろん、若者たちは農業等をほってしまうほどで元気をなくして、心外で歎かわしく存じます。</p>
<p>一 右躰之御趣意奉恐入候得共先々より穢多共身分、兼て御隔ニ相成候へば平之御百姓様ニ行逢候節ハ、礼義正敷致候。然共多人数之内ニハ心得非礼我察之挙動仕候者も、間ニは有之哉ニ奉存。若左様之族自然達御上聞ニ候ては平日実躰厚く承服し居申者共一同妨と相考毎歳御両頭様一ケ年ニ四度御廻村被為遊御締向御趣意之段被為仰付。殊ニ穢多判頭共へハ別て手厚被仰聞其段村中組下一統へ申聞兎角心得違之者有之候てハ御役介恐多と奉存年々無懈怠心配仕居申処此度格外之御趣意被為仰付候てハ数年来判頭共心ヲ付居申義皆内分之働とは乍申御上様えは屹奉尽御忠勤候様乍恐奉存。然ル右躰被仰聞重々歎敷奉存候。</p>	<p>一 右のような御趣意のお触れをいただき恐れ入ります。けれども、前々から穢多たちの身分を百姓と分け隔てられてきましたから、平の百姓に出会った際には礼儀正しくして参りました。しかしながら、大勢の中には心得違いの者、非礼粗暴なふるまいをする者も時にはあるのではないかと思います。もし、そのような者がいて、自然お上の耳に入ったのでは、日頃、実直にしており厚く承服している者たち一同は、かえって迷惑だと考えています。毎年、郡奉行・代官の御両頭様が年に四度、村を巡廻されて、取り締まりの趣旨を説明されています。特に、穢多判頭たちへは、別に詳しく説明され、そのことを村中の組下一同の者へ申し聞かせて、とかく心得違いの者があつたら厄介をかけ恐れ多いことだと思つて、年々怠りなく心配りをしております。ところがこの度、格外的な御趣意を仰せ付けられたのでは、数年来判頭たちが心掛けていたことは、皆内々の働きとはいえ、お上にはきつと忠勤を尽くそうと、恐れながら存じていたところでした。しかしながら、右のような仰せを聞かされ、重ね重ね嘆かわしく存じます。</p>

一

拾五ヶ年巳前天保十三寅八月御俵約御被為仰付其頃穢多共へ前段之通無紋渋染藍染衣類相調着用仕候様御趣意被為仰付一同奉恐入御国穢多共一統村御役人様初目明し衆中へ一同惣連判ヲ以歎書差上必至難渋之趣奉願上候義極貧窮之者共故拾人ハ七八人迄家内不手廻ニて、新ニ調候義ハ難相成故其段奉御縫り候処先毛綿縞小紋之古着買調着用可致旨御宥免被為仰付乍恐一同案心仕右御下知之通穢多一統奉畏居申候。

一

御國中数多穢多共之内御城下近在五ヶ村穢多共番役等仕居申者数多有之。尚又御牢屋敷死科之者有之節其手御用相勤居申者も多人数御座候へば五ヶ村穢多共ハ素より其外之類村同様兼て御用害之穢多役人故年々村々え御米四俵宛奉頂戴居申義諏訪御用之節奉尽御忠勤身分ニて乍恐御座候故御百姓様一同御承知被為有候得ば兼て役人村と御唱被成候故盜賊又は強盜荒破者等参居申時其村引請番役人は不及申上ニ其外無役之者共迄即座一命ニ可相拘も不厭候て御用出情致奉尽御忠勤候処ニ右躰之衣類着用仕候ては、御城下或は在々浦々迄も盜賊又は胡乱ケ間敷者遠見より道ヲ替逃隠行逢ヒ不申。左候へば人相見立は尚以出来かたく然ル召捕候義相叶不申。其時御用忽懈怠と罷成候様乍恐奉存候。

一

御他領之穢多共は式季之一把物成ハ愁悦之時分其外取来之者何ニ不寄御百姓様助情ニ預り家内一同露命相続仕候へ共御国穢多共は農業第一ニ相励御年貢上納仕候者共ニ乍恐御座候へハ此度別段御趣意被為仰付候ては最早生無甲斐有様と老若男女共心外歎敷奉存候。

一

十五年以前の天保13年寅年（1842年）八月に御俵約を仰せ付けられて、その日、穢多たちへは、前にも述べたような無紋の渋染藍染の着物を作って着るよとの御趣意を仰せ付けられました。一同は恐れ入り、備前国中の穢多一同が村役人をはじめ目明かし衆に、一同連判をして歎願書を提出し、この御趣意が実施されれば必ず難渋するとの趣旨のお願いをしました。穢多たちは、極めて貧窮の者たちですから、十人中七～八人は家計が苦しくて、着物を新調することはむずかしいので、そのことをお縋りしましたところ、ともかく木綿の縞小紋の古着を買って着用せよとのお許しを下され、恐れながら、一同安心し右の命令どおり、穢多一同感謝いたしておりました。

一

備前国中に数多くいる穢多たちのうち城下近くの五カ村の穢多たちは番役などの役目についている者が多くいます。また、牢屋で死刑になった者があつた時には、その処理のための仕事についている者も大勢います。従つて五カ村の穢多たちはもとより、その外の穢多村も同じように、かねてから御用害の穢多役人であるので、毎年村々に米四俵をいただいています。いざ御用の時、忠勤を尽くす身分の者です。それゆえ、百姓一同は、このことを承知しているのです、かねてより役人村と呼んでいますから、盜賊又は強盜・スパイなどがやってきたときには、その村の引請けの番役人は言うまでもなく、その外、無役の者までが、すぐ一命にかかわるのもいとわず、御用に精を出し、忠勤を尽くしてきました。それなのに、右のような着物を着たのでは、城下あるいは村々・浦々でも盜賊や怪しげな者たちが遠くから見つけて道を変えて逃げ隠れして、行き合うこともできなくなります。そうなると、人相を確かめることは一層難しくなり、その上、捕らえることはできなくなります。その時は、たちまち御用を怠ることになると存じます。

一

他領の穢多たちは、春と秋の二回の収穫の際の手当や、あるいは、慶弔のとき、その外の仕切りによって何事も百姓のお情けにすがって家族一同が露命をつないできています。しかし、当国の穢多たちから、この度、別途の御趣意を仰せ付けられたのでは、もはや生きる甲斐もないと、老若男女とも心外で嘆かわしいことだと存じています。

一

穢多共一同巳前寅年御儉約後ハ農業相励太作致御年貢多分ニ払上ヲ手柄と仕我一と御田地当作仕高面高年貢之御田地又は散田同意之地所ニ限り穢多共へ御預被成殊ニ所持仕候御田地も同断引合之儀は不厭直段下直ヲ引合ニ仕相求候て耕作相励。勿論手余り散田等ハ尚以当作致し右躰之御田地故少シ違作之年柄ニは忽御年貢出来不仕。然共日雇持又は草履草鞋等昼夜不厭作出し御年貢無恙上納致し居申段村御役人様組下之銘々共故篤と御承知被為有。此度第一御上様え御忠勤と乍恐奉存候。無左ては散田荒所等儘々出来仕年々御役介と罷成申候。

一

暮之御年貢指支之時他借等儘仕候者穢多共之内ニも多御座候義他国縁談取遣居申故其由縁ヲ以当難身凌致候。然ル処隣国御他領之内ニも備中・作州両国之御百姓御国とハ違ひ訳て強情之者多御座候故既ニ穢多共三人哉五人ハ打殺候ても御上様御貧着ハ無之杯と問ニは心得違之者儘御座候て右躰之義口外仕。然共御太国之御下ニ住居致居申穢多共二候へば其段恐入是迄ハ鹿抹之振舞仕候者も無之儀は御国恩之難有と一同存居申候処此度別段御隔ニ預り候ては已後他国通行も難相成。左候へハ御役介ハ儘出来致候哉と重々歎敷奉存候。

一

持懸りニても定紋付之分決て着用不相成候様被為仰付奉恐入。然共新ニ調銘々定紋付杯仕居申者無御座。尤一ヶ村ニ壺人と式人ハ有間敷程も乍恐難計。前以奉申上候通拾人ハ七八人迄縞小紋之古着買求着用仕候故紋付等之染地別て直段下直ニ御座候へハ皆他之定紋ニて乍恐御座候。誠ニ極難洪者計ニ御座候故兎角代呂物引合下直之者ヲ好み損益ヲ不顧当座之身凌致衣類之儀は只壺枚ニても暮御年貢指支之時分引当ニ致兎角手早ニ上納仕候儀一同心配相励居申処此度之御趣意承候て老若男女共身分如何相成候哉と昼夜之苦ミ難尽申上ニ明々涙ヲ洗いか成因縁ニて又候別段之御下知被為仰付心外歎敷奉存候。

一

穢多たち一同は、以前寅年（天保十三年）に儉約のお触れがあった後は、特別に農業に励み、たくさんの田を耕作し、年貢もたくさん上納することが手柄であると考え、我先にと田地を惣作しています。高い年貢の田地、又は耕作者のいなくなった荒れた田と同様の土地に限って穢多たちにお預けになります。殊に所持している田地についても散田同様で、採算が合うかどうかは考えずに、値段が安いことを条件にして買い求めて耕作に励んできました。もちろん、手余り散田などは、すすんで惣作します。右のような田地ですから、少し不作の年には、惣ち年貢を納めることができません。それで、日雇い稼ぎや、草履・草鞋を作るなど、昼夜を厭わず働いて、年貢をつつがなく上納しております。このことは、村役人の組下の一人一人の者のことですから、良く承知されていると存じます。このように、お上への御忠勤が第一だと存じています。そうでなければ、散田や荒地などがつぎつぎにできて年々厄介なことになります。

一

年の暮れの年貢を上納することができないとき、借金などしばしばしている者が、穢多たちのうちには大勢います。他国の穢多村と縁談を結んでいますので、その縁で援助を受けて、当面の苦しい生活をしのいでいます。ところが、隣国田領の中でも、備中・作州の百姓は、当国の百姓とはちがって、とりわけ強情の者が多くいるので、すでに、穢多たちの三人や五人打ち殺しても、お上は気にかけないだろうなどと、時には心得違いの者がいて、このようなことを言っています。しかし、私たちは大国のもとに住んでいる穢多たちでありますから、そのことを心得、これまではいいかげんな振る舞いをする者がいないのは国恩のありがたさを一同が存じているからです。この度、別途のお触れで、百姓と分け隔ての扱いをなされては、以後、他国へ出かけていくのも難しくなり、そうならば厄介をかけることが、時々できるのではないかと、重ね重ね嘆かわしいことだと存じます。

一

所持しているものでも、定紋付の着物は決して着てはならないと仰せ付けになって、恐れ入っています。しかし、一人一人の定紋のついた着物を新調する者はおりません。もっとも、一カ村に一人か二人ぐらいいるかいないかです。前もって申し上げていますように、十人中、七～八人は縞小紋の古着を買い求めて着ています。紋付きに染めている着物は、他の着物とはちがって値段が安いのです。皆他家の定紋です。本当に、非常に生活に困った者ばかりなので、とかく値段が引き合う安い物を好んで、損得を考えずに当座の生活をしのいでいます。着物はただの一枚でもあれば、暮れの年貢が差しつかえたとき、質草にして、とにかく手早く年貢を上納しようと同じ心配りをして励んでいるのです。この度の御趣意を承って、老若男女とも、自分たちの身の上はどのようになるのだろうか、昼夜を通して嘆き悲しんでいることは筆舌に尽くしがたく、ほろほろと涙を流し、どのような因縁でまたしても別途のお触れを下されたのか、心外で嘆かわしいことだと存じています。

右前文之逐一御歎奉指上候段従古  
来穢多共身分御隔ニ相成候故奉対  
御上様え御百姓様ニハ礼義正敷仕  
居申処去ル寅年別段之御触出し御  
趣意之段奉恐入。前以御歎奉申上  
候通先々より已来多人数之内ニハ  
心得違之者も間ニハ有之自然御役  
介ニ相成候ては恐多奉存。先年御  
儉約被仰出候義時々判頭共心配手  
厚致小前一同御田地耕作相励候段  
対他国御当国之御繁榮と乍恐奉存  
候所尚又別段御趣意被為仰付御請  
印形可致趣村御役人様被仰聞重々  
恐入奉存。乍併右御趣意之印形奉  
指上候へば弥以向後ハ渋染・藍染  
之外ハ着用不相成哉と乍恐奉存。  
然ルニ付御請印形御歎申上候。尤  
御国中穢多共之内間ニハ御請印形  
仕居申者も有之候へ共右印形致候  
村々は御百姓一同御儉約筋之御印  
形ニて乍御座候由。別段渋染藍染  
之儀は如何被為仰付候共此段御歎  
奉指上候。右躰之品ニ相極候ては  
自然病難又は御年貢不足仕候節唯  
聊之者ニても質物ニ入或ハ売払候  
か当難相凌候義は難相成。此段御  
賢察之上何卒古来之通御宥免被為  
仰付下候ハ、生々世々之御国恩

難有仕合ニ可奉存候。已上  
御国中五十三ヶ村  
判頭惣連判  
歎願本書拓  
安政三辰正月廿八日取極  
村々寄合連名

右の前文でもいちいち詳しく歎願をいたしましたのは、昔から穢多たちの身分を分け隔てなさっていますので、お上を尊び、百姓には礼儀正しくしておりましたところ、去る寅年（天保十三年）別段お触れ出しの御趣意があり、恐れ入りました。以前歎願申し上げたとおりです。それ以来、大勢の中には、心得違いの者も時にはおり、自ずから厄介をおかけすることが起こっては恐れ多いと存じています。先年、儉約のお触れを出されたことについて、常々判頭どもは心配りを手厚くして、小前百姓一同が田地の耕作に励んでいますのは、他国に対し、当国の繁榮になることだと考えていたからです。ところが、またまた別段御趣意を仰せ付けられて、承諾の押印をするようにと、村役人から聞かされ、重ね重ね恐れ入っています。しかしながら、右の御趣意を承諾する押印をしてしまえば、いよいよもって今後、渋染藍染の外の着物は着られなくなるのではないかと存じます。従って、承諾の押印はしないことを歎願申し上げます。もっとも、備前国中の穢多たちの内、中には承諾の押印をした者もいますけれども、押印した村々は、百姓一同の儉約についての押印だとのことです。

別途、渋染藍染の着物のことは、どのように仰せられましても、このことについて歎願を差し上げます。右のような着物に決まってしまったのでは、自ずから病気をしたとき、または年貢が不足したとき、ただわずかなものでも質に入れ、あるいは売り払って当面の困難をしのぐことができなくなります。このことについてご賢察の上、どうか昔のとおりにお許しになってくだされば、生々世々（この世でも、生まれ変わった後の世でも）の国恩をありがたい幸せに存じます。以上

御国中五十三ヶ村  
判頭惣連判  
歎願本書控  
安政三辰正月廿八日取決定  
村々寄合連名